

令和5年第3回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和5年3月28日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員

教育長	伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者）	小谷野守男
教育委員	櫻井 由子
教育委員	猪瀬 哲哉
教育委員	石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者

教育部長	田中 英樹
教育参事	伊藤 誠
教育次長兼教育総務課長	森川 和典
学務課長	直井 徹
保健給食課長	大野 篤彦
指導課長	大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当）	松戸 孝泰
子ども青少年課長	香取 美弥
スポーツ振興課長	豊島 寿
文化芸術課長	飯山貴与子
ふじしろ図書館副参事	蛭原 雅己
生涯学習課 課長補佐	鈴木 克哉
埋蔵文化財センター長	本橋 弘美
6. 書 記

教育総務課 課長補佐	蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主幹	中村 翔
7. 議 題

議案第 9 号	取手市教育委員会事務局職員の人事異動について（非公開）
議案第10号	取手市教育委員会への派遣職員について（非公開）
議案第11号	取手市立小学校及び中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則を廃止する規則について
議案第12号	取手市立小学校及び中学校におけるハラスメントの防止等に関する規程について
議案第13号	取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則について

- 議案第 1 4 号 取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令について
- 議案第 1 5 号 取手市立学校等防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱について
- 議案第 1 6 号 取手市教育委員会省エネルギー推進委員会規程の一部を改正する訓令について
- 議案第 1 7 号 取手市ティームティーチング講師取扱要綱の一部を改正する要綱について
- 議案第 1 8 号 取手市指定文化財等補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- 議案第 1 9 号 取手市立公民館長の任命について
- 議案第 2 0 号 取手市学校医の委嘱について
- 議案第 2 1 号 取手市学校産業医の委嘱について
- 議案第 2 2 号 取手市学校歯科医の委嘱について
- 議案第 2 3 号 取手市幼稚園医の委嘱について
- 報告 7 寄附の受け入れについて
- 報告 8 いじめ防止策の取組状況に関する報告について

8. そ の 他

- (1) 令和 5 年第 1 回取手市議会定例会における教育委員会関係の一般質問通告及び議決結果等の報告について
- (2) 4 月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前 9 時 30 分開会

○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は 5 名で定足数に達しております。令和 5 年第 3 回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、教育長報告をさせていただきます。行事関係で 4 点になります。

まず 1 点目です。旧渡辺甚吉邸が国登録文化財となりました。令和 4 年 11 月 18 日に国の文化審議会で、登録文化財とする答申が出された旧渡辺甚吉邸の主屋でございますけれども、令和 5 年 2 月 27 日に正式に国の登録有形文化財となりました。今回の登録文化財につきましては、全国で 109 件ということになりましたけれども、県内ではこの旧渡辺甚吉邸 1 件のみということとなりました。取手市内では、第 1 号の国の登録文化財となっております。この旧渡辺甚吉邸については、以前にも御説明しましたが、昭和 9 年の建築ということで、ハーフティンバーを用いたチューダー様式の洋風住宅で、我が国のチューダー様式住宅の傑作というこ

とでございます。こちらについては前田建設株式会社によりまして、市内の寺田にある同社のICIセンター内に令和4年に移築・所有されることになりました。この物件につきましては、所有者が一般公開に向けて調整・準備を行っているところでございます。念のため登録文化財のことについて、本橋専門官もいらっしゃいますけれど、お話しいたしますと1996年ですから平成8年に国の制度として始まったので、指定文化財よりも緩めなんですけれども、特に近代の建築物等がなかなか保存されないという状況があったので、それについても文化財として継承させる、保存活用するという目的でつくられていて、一般的に一番有名なのは東京大学の安田講堂なんですね。初年度に安田講堂が登録文化財になったんですけども、そういった形で近代遺産——有形物だけじゃないんですけども、こちらの制度でございます。

2点目です。市民大学特別講演会の開催ということで、文字がいっぱい書いてありますけど、すごくいい催し物だったので、少し確認しながらお知らせしたいと思います。3月21日(火曜日)、春分の日だったんですけど、午前10時30分から、2回に分かれているんですけど、まずは10時半から緑地運動公園のほうでサッカークリニックをやっていただいて、午後は講演会ということでされていたけれども、なでしこジャパンの元サッカー日本代表の選手、現在は筑波大学の助教として活躍されています安藤 梢先生においでいただきました。安藤 梢さんと、これはなでしこの現メンバーですね。猶本 光さんにもおいでいただいて、当日はサッカーを指導されているコーチの人たちも来ていて、こんなすごい人たちが来るのかと、びっくりしていましたが。

まず、サッカークリニックのほうなんですけれども、当日は小学校の3・4年生が27名参加していただいたんですけども、まず最初に準備のアップを3、4種類行って、その後、走り方やドリブルの基本的な練習を行って、安藤選手がシュートを実演していただいたんですよ。動きそのものが、今の子どもたちはYoutubeとか実際にいろいろなスター選手の姿を見ているんですよ。だから、例えばメッシ選手がどうやってシュートするんだよということを言いながら、走り方とか、具体的に分かりやすく子どもたちに説明していて、実践されているのがすごく印象的でした。ですから、子どもたちもノリノリというか、自分たちの動きを観察しながらできるんで、すごくもう最後の頃は自分たちも満足いくような動きができていて、子どもたちを褒めるんですよ、動きいいねって賞賛するというか。だから、それが相乗効果で、すごく子どもたちにとっても好評でございました。

午後の講演会のほうは市民会館のほうで、200名弱の方においでいただきました。そこに書いてあるとおり、選手の体調管理の方法や疲労回復にとって睡眠の大切さなんかのお話をされてきました。10時間、なるべく長時間、日本人の平均は8時間で短いんですけども、やっぱり10時間ぐらいの睡眠が大切だということはお話しされてきました。そうすると劇的に体が回復するというか、より以上のパフォーマンスが得られるというお話をされてきました。あとはオリンピックとワールドカップもそうなんですけど、経験豊富なので、実際その試合の場面を動画でお話、そこに説明加えるので、すごく臨場感も含めてサッカー選手の女子の戦術とか、そういったものについてもすごく細かくお話をされてきました。その中で印象的なものがここに書いてありますけれども、90分のサッカーの試合の中で1人の選手がボールを持っている時間というのは何と3分ぐらいなんだそうです。それ以外は、ほとん

ど走っているとか飛んでいるとかってことなので、だから、走り方とか飛び方とかそれを一つ一つどういうふうに動きをすれば、パフォーマンスが得られるかということを実践的に話をされていました。すごく印象的でした。あと、寝ることや食べること、それを含めてトレーニングなんですよ、彼女にとっては。それもきちんと目標管理、PDCAで、すごくストイックなんですけど、何か自分の生き方とかそこに自然に日常的な生活のサイクルにされているということで、さすがに一流選手、大谷選手も多分そうなんだろうけど、目標管理をしてそこで自分を最高のパフォーマンスに持っていくというのは、本当に素晴らしいことだなと感じました。あと、試合そのものも終わってすぐ振り返るそうです。練習方法もそうですから、そこを全部目標管理に組み入れてやっているということで、これを子どもたちの学習とか生活とか、そういった面でもすごく参考になるかなと。部活動の地域移行が議論されていますけど、短時間で効率を上げるとかパフォーマンスを上げるとか、非常に示唆的な内容でした。

続いて3点目です。アフタヌーンコンサートプレミアムの開催ということで、こちらについては令和4年7月19日を初回にしまして、取手市音楽家支援事業「アフタヌーンコンサート」ということで、ロビーコンサートの形で3月5日まで全11回で行ってきたわけですが、その総勢21人の方々に演奏していただきました。3月11日には総集編ということになって、アフタヌーンコンサートプレミアムという形で行ったところでございます。

続いて4点目です。「とりでバーチャル美術館《とぼび》」サイトの公開ということです。昨日ですかね、午後1時から、市所蔵の立体美術品が3Dで鑑賞できる専用サイト、「とりでバーチャル美術館《とぼび》」を公開ということになりました。気軽に芸術作品をホームページ上で鑑賞できる、取手オンライン美術館の開設に続くもので、職員の方が工夫されてやっているところでございます。ふだん見られないような立体物を違った角度から見られるということでございます。ぜひ皆様も参照いただければありがたいと思います。私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせいたします。この後議題となります議案第9号及び議案第10号につきましては、教育委員会事務局職員の人事に関する案件です。よって、議事を非公開とすることを発議したいと考えます。

お諮りいたします。議案第9号及び議案第10号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議ございませんので、議案第9号及び議案第10号の議事は非公開とさせていただきます。

それでは非公開の準備をいたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは準備できましたので会議を再開といたします。

議案第9号、取手市教育委員会事務局職員の人事異動についてを議題といたしま

す。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第 10 号、取手市教育委員会への派遣職員についてを議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり決定いたしました。

非公開とした件の議事が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

[会議室開鎖]

○教育長（伊藤 哲）

それでは、会議を再開いたします。

議案第 11 号、取手市立小学校及び中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則を廃止する規則について、議案第 12 号、取手市立小学校及び中学校におけるハラスメントの防止等に関する規程について、以上 2 件は関連がございますので一括議題といたします。

本件についての説明を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

皆さんおはようございます。学務課、直井です。よろしくお願いいたします。

それでは議案第 11 号、取手市立小学校及び中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則を廃止する規則について、御説明いたします。これまでセクシュアル・ハラスメントに限定していた規則を廃止し、改めて、あらゆるハラスメントに対応した訓令を制定するために、本規則を制定することにより、従来の規則を廃止するものです。

続いて、議案第 12 号、取手市立小学校及び中学校におけるハラスメントの防止等に関する規程について、御説明いたします。近年多様化するハラスメントによる学校における被害を防止するため、あらゆるハラスメントに対応できるように、本規程を制定するものです。議案書 1 ページをお開きください。規程の全体的な構成につきましては、従来のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則に準じて作成しております。一部、御説明差し上げます。第 2 条第 3 号で、この規定におけるハラスメントを定義しております。セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを例示しておりますが、このほか、あらゆるハラスメントに対応できるようにしております。なお、この定義につきましては、取手市職員のハラスメントの防止等に関する規程、そちらのほうと同じにしております。また、第 8 条ですが、こちらでハラスメント苦情処理員会の組織を規定しております。これまでの規則では、委員長を教育長としておりましたが、その前の第 7 条第 3 項において、教育長は報告を受ける側であることから、本規定においては教育部長を委員長とし、参事を副委員長とすることといたしました。

議案第 11 号、議案第 12 号についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお

願います。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上です。

質疑、御意見ございましたら願います。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

御説明ありがとうございました。訓令という形で出すということについては、理由が大体分かりましたのでありがとうございます。現状、学校関係でも、かなりこのハラスメント防止のために、計画的に研修を進めているかと思えます。現状、その効果といいますか、そういったものを委員会のほうでは、どのようにとらえているのかなど。学校現場の研修等についてですね。その辺、現状で分かっている範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

○教育長（伊藤 哲）

直井課長。

○学務課長（直井 徹）

お答えいたします。まず、私どものほうに、セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規則に関して御相談を受けたことは、実際にはございませんでした。また、学校現場のほうでは各管理職の先生方が、いろいろな研修の中であらゆるハラスメントについての防止等について研修されているということを伺っております。実際その効果が現場でどうかというと、正直、そこまでは私の目では見えてないのが現状でございます。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。第6条にございますハラスメント相談窓口についてですけれど、こちら、あらゆるハラスメントの窓口が広がったためにということをお説明いただきましたが、特に学校現場においては、内部のハラスメントのみならず、外部からのハラスメントも想定されて、また、逆に言えば内部のハラスメントよりもそういった外部からのハラスメントのほうが問題が大きくなる傾向もあると思われまふ。このハラスメント苦情相談窓口というのは、学務課のほうに設置されるということですが、実際にそういったハラスメント事案が起きたときにどのような流れで対処されるのか、大まかな流れでよろしいので、教えていただければと思います。

○教育長（伊藤 哲）

直井課長。

○学務課長（直井 徹）

お答えいたします。まず、先生方が、内部でも外部からでもハラスメントと感じたことがあった場合には、私どものほうの相談員がお話をお伺いします。そのお話のお伺いの中で、解決できないこと多々あると思えますので、そちら御本人の了解を得た上で、先ほどお話ししました苦情処理員会のほうに上げていって、そこで対

応のほうを検討していくような形になってきます。そちらで、一定の結論が出た場合には、教育長等に御報告するような形をとると思っております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。こちら一般の先生が、学校の管理職、校長先生、教頭先生のような管理職を飛び越して相談することも可能ということでしょうか。

○学務課長（直井 徹）

はい。そのとおりでございます。

○教育委員（櫻井由子）

こちらの相談窓口のほうは、先生方にきちんと周知されているものでしょうか。

○学務課長（直井 徹）

今回、改めましてこの規程を議決いただいた際には、また改めて周知していこうと考えております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第 11 号及び議案第 12 号を順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第 11 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第 12 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第 13 号、取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則について、議案第 14 号、取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令について、議案第 15 号、取手市立学校等防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱について、以上 3 件は類似した内容ですので、一括議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

それでは、議案第 13 号、14 号、15 号について、御説明をさせていただきます。こちらの議案につきましては、いずれも国の個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、取手市個人情報保護条例が廃止となります。それに伴い、同条例を引用しております規則、規程、要綱の引用部分を改正するものでございます。

まず、議案第 13 号でございますが、取手市教育委員会が管理をする個人情報の保

護に関する規則の一部、取手市図書館管理運営規則の一部、引用部分を改正するものです。第14号につきましては、取手市教育情報ネットワーク運用管理規程、取手市保護者等連絡システム運用規程の引用部分を改正するものです。第15号につきましては、取手市立学校等防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の引用部分の改正をするものです。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第13号から議案第15号までを順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第15号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第16号、取手市教育委員会省エネルギー推進委員会規程の一部を改正する訓令についてを議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

それでは議案第16号、取手市教育委員会省エネルギー推進委員会規程の一部を改正する訓令について、御説明をさせていただきます。

エネルギーの使用の合理化に関する法律、いわゆる省エネ法の規定に基づきまして、教育委員会におけるエネルギーの効率的かつ効果的な手法を推進するため設置をされております、取手市教育委員会省エネルギー推進委員会の規定において引用されています法律が「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する法律」に改称されるため、同法を引用している本訓令の一部を改正するものです。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第 16 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 16 号は、原案の決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第 17 号、取手市チームティーチング講師取扱要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

議案第 17 号、取手市チームティーチング講師取扱要綱の一部を改正する要綱について、御説明いたします。

これまで、チームティーチング講師配置の要件としていた国の少人数指導加配措置制度の変更を受けて、チームティーチング講師の配置の実情を鑑み、本要綱の一部を改正するものです。改正条文につきましては、議案書 1 ページを御覧ください。国の少人数指導加配も含めた加配措置制度につきましては、35 人学級の進展などもあり、年々変更されております。そのため、今後のチームティーチング講師の配置校決定に当たりましては、加配措置等の有無にかかわらず配置を可能とするよう改正するものです。実際の配置につきましては、参事や学校と協議の上、決定してまいります。本要綱についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。配置の条件が、教育委員会が必要と認める小学校にということ、条件がつかなくなったということ、チームティーチング講師、ますます必要とされる役職ではありますので、すごくいい改正だなと思います。それにつきまして、第 3 条の 2 号のほうに、小学校 1 校につき 1 人とするという条文がございますが、これもやはり国の制度の中で決まった人数ということなんでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

直井課長。

○学務課長（直井 徹）

特に国の制度として決まったものではございません。その次の第 3 条第 3 項で、もし複数配置が必要な場合には複数配置もできると読んでおります。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。先ほど申し上げましたが、先生方のマンパワーも不足している、どこの学校でも不足している現状ですので、ますます必要とされるころだと思えます。今回、この第3条のほうで、教育委員会が必要と認めるということで、要件緩和されましたので、予算的なものもあるかと思えますけれど、ぜひ多くの学校に配置していただきたいなと思えます。よろしくお願ひします。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございました。今、櫻井委員から述べられた意見に対して私も大変賛同しておりまして、ただ、本当に人材確保がずっとここ近年大変な状況になっている中で、この制度を取り入れるというその覚悟が委員会の中であったというのは本当にありがたいなと思えます。ぜひ大変な作業ですけど、各小中学校で活用できるような状況になりますように期待をしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第18号、取手市指定文化財等補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を本橋埋蔵文化財センター長お願ひいたします。

○埋蔵文化財センター長（本橋弘美）

議案第18号、取手市指定文化財等補助金交付要綱の一部改正について、御説明いたします。先ほど教育長報告にもありました、昨年11月に国の文化審議会において、市内に移築された旧渡辺甚吉邸主屋を登録有形文化財とするよう答申があり、今年2月27日には正式に登録されたことから、市内の登録文化財についても指定文化財と同様に、その保存や管理、活用に対して所有者又は保持者に補助を行うために、要綱の一部改正を行うものです。

改正内容の要点といたしましては、資料を5枚用意いたしました。そのうちの4ページの要点に基づきまして御説明したいと思えます。要点は、6点ございますが、大きく分けて2つございます。1点が、今まで指定文化財のみ補助金の対象にしていたものを、国の登録文化財についても補助の対象と明言するものになります。こちらが1番から4番になります。あわせまして、要綱の修正を行うに当たりまして、文化財保護条例との整合性や文言の修正整理をしたものが、5番・6番になります。国登録文化財の補助金の交付対象にいたしましては、一番が、国庫補助

金が交付される事業につきまして、補助対象経費から国庫補助額及び県費補助額を除いた、残額の2分の1以内を補助いたします。あわせまして、国登録文化財の緊急な応急修理、あるいは応急復旧など、国庫補助金が交付されないものにかかる設計監理事業につきまして、補助対象経費の2分の1以内を補助いたします。こちらの1番と2番の補助対象事業につきましては、国の補助対象に準じるものになってございます。

あわせまして、3番と4番になりますが、今、指定文化財に対しまして、日常管理に対して年間1万円以内を補助してございますが、こちらのほうは、国の登録文化財もあわせて、補助の対象にしたいと考えております。あわせて、4番、現在、市の指定文化財につきまして、文化財防火デーの消防訓練の実施会場となる文化財に対して、年間1万円以内を補助しておりますが、こちらのほうも、国登録文化財に対しましても、補助の対象にすると考えてございます。要点は、以上のとおりとなりまして、また、これに先立ちまして、取手市文化財保護審議会条例第2条の規定に基づき、審議会に諮問をした結果、5ページのとおりの改訂は妥当であるとの答申もいただいております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第19号、取手市立公民館長の任命についてを議題といたします。

本件についての説明を鈴木生涯学習課課長補佐をお願いいたします。

○生涯学習課課長補佐（鈴木克哉）

生涯学習課、鈴木です。よろしくをお願いいたします。

議案第19号、取手市立公民館長の任命について、御説明いたします。提案理由は、社会教育法第28条に基づき、取手市立公民館長を教育委員会が任命するものでございます。ページをめくっていただきまして、1ページに4館の館長の案がございまして、現時点で、地元地区の市政協力員から推薦を受けました館長について、任命するものでございます。なお、そのほかの館につきましては、職員又は再任用職員が担当しますので、4月の定例会議でまた御報告させていただきます。表にありますように、武笠征男氏を六郷公民館に、石坂叡志氏を相馬公民館に、大久保努氏を久賀公民館に、江澤敦広氏を高須公民館の館長に再任するものでございます。業務につきましての根拠法令は、同法第22条になります。以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。質疑、御意見ございましたらお願いいたします。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第 19 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 19 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第 20 号、取手市学校医の委嘱について、議案第 21 号、取手市学校産業医の委嘱について、議案第 22 号、取手市学校歯科医の委嘱について、議案第 23 号、取手市幼稚園医の委嘱について、以上 4 件は全て委嘱の議案ですので一括して議題といたします。本件についての説明を大野保健給食課長お願いいたします。

○保健給食課長（大野篤彦）

保健給食課、大野です。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに議案第 20 号、取手市学校医の委嘱についてでございます。資料の 1 ページ目を御覧ください。藤代小学校と宮和田小学校の学校医、鎌田裕十朗氏から、令和 5 年 3 月末をもちまして退任の申入れがありました。これを受けまして、後任に石原直貴氏を藤代小学校と宮和田小学校の学校医として委嘱するものでございます。委嘱期間は、前任者の残任期間であります令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日となります。石原医師の略歴ですけれども、資料 5 ページ目に記載してありますので、そちらを御確認ください。

続きまして、議案第 21 号、取手市学校産業医の委嘱についてでございます。こちらも議案第 20 号と同様の理由により、学校産業医の委嘱となりますので、説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

次に、議案第 22 号、取手市学校歯科医の委嘱についてでございます。次のページを御覧ください。本年 1 月に取手東小学校の学校歯科医、福田守宏氏が逝去されたことを受けまして、後任として田所英昭氏を取手東小学校の学校歯科医として委嘱するものでございます。委嘱期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとなっております。田所医師の略歴ですけれども、資料 5 ページのほうに記載しておりますので、御確認いただければと思っております。

最後に、議案第 23 号、取手市幼稚園医の委嘱についてでございます。こちらも次のページ、1 ページ目を御覧ください。こちらも議案第 20 号と 21 号と同様です。藤代幼稚園の園医、鎌田裕十朗氏からの退任の申出がございましたので、後任に海老原聰氏を、藤代幼稚園の園医として委嘱するものでございます。委嘱期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとなっております。なお、次の 2 ページ目に記載があります学校医名簿のとおり、海老原医師につきましては、このほかに寺原小、永山小、高井小の学校医も兼務することとなっております。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。質問と感想なんですけども、今回の新しい産業医の先生が学校医と産業医を同じ学校で兼ねていらっしゃるって、とても望ましいというか、ありがたいというか、子どもたちのことも教職員のこともわかるということなんですけど、それはよくあることなのか、たまたまなのかという質問をさせていただきたいんですけど。

○教育長（伊藤 哲）

大野課長。

○保健給食課長（大野篤彦）

同じ学校医として、産業医のほうもお願いしているような状況でございます。

○教育委員（石隈利紀）

これはたまたまという。

○保健給食課長（大野篤彦）

そうですね、学校医として任命していますので、別な方というよりは、この学校の学校医として委嘱している方を産業医としてお願いしているような形でございます。

○教育委員（石隈利紀）

あと感想なんですけども、この教育委員会の会議でも、休職中の先生の話とかサポートが出てきたと思うんですけど、やはり産業医の方の働きって極めて貴重なので、休んでいらっしゃる先生方の地元の主治医と連携しながら、復職プログラムとかつくられるキーパーソンだと思いますので期待していますということと、産業医の方とできれば勉強会をやって、メンタルヘルスで苦戦している先生方にどうサポートしたらいいのか、どういうことがポイントなのかというのを定期的に勉強会を開いていただければいいなという期待です。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

そのほかございますか。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。今、石隈委員からもありましたが、私も産業医の名簿を拝見しまして、市内でなじみのある先生方が並んでいらっしゃるんですが、全部専門が内科であるとか小児科であるとか、そういった方面で、以前は産業医というと疾病関係、普通の病気関係の先生が多かったと思われませんが、今は先生方、心の悩みを抱えていらっしゃる先生方もいらっしゃるの、ぜひ産業医の中にもそういった心のクリニック関係の先生方が何名かいらっしゃるとうかがいたいかと、私はこちらの資料と御説明をお伺いしながら思ったんですけど——とは申しましても、なかなか心のクリニック関係の先生を産業医にということでお願いするのは難しいと思いますので、石隈委員がおっしゃったように、先生方との研修会と言ったらあれですけど、心に悩みを抱えている先生多いです、教職員の方多いですよということで、そういった方面の研修会等が持てればいいのかと思います。

す。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

何かありますか。

○保健給食課長（大野篤彦）

この産業医をお願いするに当たりましては、やはり本来であれば専門の方に従事していただくのがベストかと思うんですけれども、我々も医師会を通じて学校医であったり、産業医であったりをお願いしておりますけれども、人材がどうしても実情とそぐわないところもありますので、そういったところでこういった配置をお願いしているというのが、今後の課題も含めまして現在の状況でございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第 20 号から議案第 23 号までを順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第 20 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第 21 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なし認めます。よって、議案第 21 号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第 22 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第 23 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして報告 7、寄附の受入れについてを議題といたします。

本件について報告を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

報告 7、寄附の受入れについて、御報告させていただきます。

議案書 1 ページおめくりください。令和 5 年度の新入学児童に対しての寄附の状況でございます。「かけこみ 110 番」クリアファイル、ランドセルカバー、防犯笛、交通安全帽子、防犯ブザー、黄色いワッペン、そして「いかのおすし」の下敷き、

以上7点の寄附をいただいております。今回、御寄附いただきましたものは、各学校を通じて新入学児童に配付いたします。なお、令和5年度の新入学予定児童は、直近の集計で689名となっております。この件につきましての報告は以上です。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告7の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告7の議事を終わります。

続いて報告8、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

教育総合支援センター、松戸です。報告8、いじめの防止策の取組状況に関する報告について、別紙のとおり報告をいたします。

御手元の資料1ページを御覧ください。第3回教育相談主任研修会を2月8日、教育総合支援センターで行いました。今年度は13名の新しい教育相談主任が配置ということで、この1年間、特色ある教育相談部会を運営することができました。

当日の研修内容についてです。御手元の資料を2ページから御説明させていただきますが、取手市のスクールカウンセラー・スーパーバイザー藤原先生に前半の御講演をいただきました。内容としては、特に御手元の資料の6ページから10ページにあるように、教育相談部会が円滑に運営できるようにといったところで、正しい部会の在り方について、時間をかけて教育相談主任のほうに指導をさせていただきました。今回、このような資料を準備したのは、この令和4年度は先ほども申したように13名の新しい教育相談主任が配置ということで、令和5年度4月から、スムーズな部会の運営を目指すために、この時期で相談部会の望ましい在り方について研修をしたところです。

最後のページになりますが、この資料2については、この1年間、教育相談主任と学校連携支援員、スーパーバイザー等が協議を重ねて、望ましい情報共有シートといったところで参考様式をつくり上げてきました。形になったので御報告させていただきます。なお、このシートについては4月3日以降に学校のほうに配信をさせていただきます。また、先ほど説明したスーパーバイザーの資料については、3月の校長会で説明をさせていただきました。

次に、御手元の資料1ページにお戻りください。2番、令和5年度の主な取組（予定）ですが、御報告させていただきます。主に3つ報告させていただきます。（1）生徒指導提要改訂のポイントについて、石隈委員に御講演をいただくということで4月27日（木曜日）、市民会館の大ホールで市内教職員を対象に行います。

また、（3）については、例年行っている取手市の教職員一斉研修、こちらも8月9日、市民会館大ホールで実施いたします。

（2）取手市3つの取組に関する理解向上研修ですが、こちらについては、今年

度の新規異動者、管理職を対象にですが、この3つの取組、特に全員担任制・チーム指導、教育相談部会について、新しく取手市に入ってこられました校長先生、教頭先生を対象に、その経緯と趣旨説明をするということで、今計画を進めているところです。

以上、報告終わります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御報告ありがとうございます。毎月の報告を楽しみにしておりました。ありがとうございます。

2点あります。1つは、教育相談主任の研修会で丁寧な御報告ありがとうございました。取手市においては教育相談体制の充実ということですので、教育相談主任の指名というか、とても重要なことになると思います。もうこの時期ですから、校務分掌がもう決まっているのかもしれないんですけど、適材適所といえますか、先ほど出た藤原先生、公認心理師と書いてありましたが、公認心理師は2017年から実施されている公認心理師法に基づく国家資格で、スクールカウンセラー事業の一番上に来る、望ましい方なんですけども、同時に民間の資格で学校の先生方がとっていらっしゃる資格も何種類かありまして、そういうのを独学で勉強された方がうまく教育相談主任とかになればありがたいかなと思っていて、例えば藤原先生はその資格をお持ちだと思うんですけど、ガイダンスカウンセラーという資格であるとか、あるいは私も関係していますが、学校心理士という資格であるとか、こういう民間の資格は教育相談に強い先生方と、学校教育に強いスクールカウンセラーと、両方が持っている可能性のある資格で、公認心理師とガイダンスカウンセラー、公認心理師と学校心理士を持っていらっしゃる方もいるので、こういう教育相談主任とかを校長先生が選ぶときに、今年はこれ、来年はこれじゃなくて、こういう民間の資格で勉強した研修歴を確認されて、より勉強された方を継続的に使われると、取手市の教育相談の充実につながると思いますので、ぜひ積極的に活用されると思います。これが1点。

2点目は、生徒指導提要改訂のお話を4月にさせていただきます。よろしくお願ひします。特に全員担任制、あるいは教育相談体制の強化というのが、生徒指導提要の改訂とすごくマッチしていますので、その辺、取手市でやっていらっしゃる方向と関係づけてお話ししたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○教育長（伊藤 哲）

貴重な御意見ありがとうございます。

そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。今、この藤原先生の研修資料の内容も拝見させていただいて、先生方が気になる子について、学年・学級、そういった枠を飛び越えて、気になる子にしっかり目を注いでくださっているんだなど、それが教育相談部会として結実して、継続的な支援につながっているなというのがよく分かって、

安心しました。

実は、地域でも気になる子がいるんだけどというようなことを先日地域の方から言われまして、気になる子がいるんだけど、その子にどういうふうに接したらいいかわからないというので御相談いただいたんですけれど、そのときには、登校時にその気になる子を見かけたら挨拶してあげてくださいということで、近所で、地域の中にもあなたを気にかけている人がいるよというメッセージを挨拶で伝えてあげてくださいということでお話しさせていただいたんですけれど、やはりそういう地域の中でも学校の様子であるとか、あるいは子どもの様子であるとか、目をかけて、気にかけていらっしゃる方が多数おられますので、これから新しい年度になってから、教育総合支援センターの藤原先生のお話であるとか、また松戸課長にも一度、青少年相談員のほうに、取手市の3つの学校教育の取組についてお話しいただいたことあったんですけれど、ああいったお話について、これからも地域の方向けの研修会等を企画した際には御協力いただければと思います。よろしくお願ひします。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

そのほかございますか。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

最後の御報告ありがとうございます。本当にお疲れさまでございました。取手市の3つの教育も浸透してきている状況も感じられつつ、やはり来年度のスタートに関しては、また新たな形でというふうにしなければならない部分が出てきて、これ毎年大変な作業だなというふう感じながら、来ておりました。そういった中で、先生方の中で途中で疲れちゃったっていう人もいたり、その方の中でまた復帰されたという情報もいただいたり、すごく1年の中で、いろいろなことが起こっているんだというふうなことで、これ子どもたちもやはり同じことだとは思いますが、そういったものをどう把握し、どういうふうに手だてを打っていくかということは、これ、ずっと永久の課題なんだなと思っているんですよね。そういった意味でも、先生にはこれまで以上に、今度は現場ですから、逆に今度は研修を受ける立場になるわけですが、現場での意見を上手に今度は支援センターのほうに向けてもらって、支援センターのほうの組織がより一層充実してもらえようという方向のアドバイザーになってもらえたらいいなという思いをすごく持っております。大変でしょうけど、これからもまた頑張っていたいただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

センター長

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

貴重なお言葉ありがとうございます。今、お話いただいたように、自分にとって何ができるのかといったところで、さらに取手市の発展にと考えています。1つ、先生がたが悩みを抱えるといったところで、非常に学校連携支援員、学校教育相談員、この方たちの役割というのが非常に大きいというふうに感じております。なかなか学校で相談できない、ちょっとした変化に気づいていただいて、それで個別面談に結びつけて、先生方の不安を解消していくといった例が実は非常に多くありま

した。そういったところから、なかなか表面には見えにくいんですが、この学校連携支援員と学校教育相談員の役割といったものについて、見直す1年になったかというふうに考えております。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

毎回、松戸センター長には御報告いただいて、櫻井委員、小谷野委員からもありましたけど、学校現場の方が行政に入ってまた現場に戻るっていうのは、日本の教育委員会の人との交流の仕組みになっていると思って、私は行政の立場なんですけど、そういった状況を況見していて、ある面で批判される方もいらっしゃいます。何で現場の方がわざわざ行政に行くのかと。ですけども、現場でやった方が行政の立場になると、やっぱり同じ事象をとらえても、違うとらえ方ができるようになって、その方がまた学校にお戻りになると、現場との一体感というか、違う視点というか、視点が広がってくると思うんですよね。そういう面では、非常に大きなものがありますし、特に松戸センター長は、その立ち上げから関わった方なので、さっき連携支援員のお話出しましたが、この方たちも学校で管理職までやった方が連携支援員で戻ると、また連携支援員の方も違う目で学校を見てくれていて、子どもも気がつかないところを感じ取って、それを学校側に伝えるという形をやったりしているので、相乗効果といいますか、相補う面もあって、そういう面では教育総合支援センターができて新しい展開になっているかなと、先ほどのお話を聞いていても感じたところがございます。現場に戻って、はなむけの言葉もありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

なければ、この件は以上とさせていただきますと思ひます。

それでは質疑、御意見なしと認め、これにて報告8の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告8の議事を終わります。

次にその他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局から2点、御報告をさせていただきます。まず1点目、令和5年第1回取手市議会定例会における教育委員会関係の一般質問通告及び議決結果等の報告についてになります。2月28日から3月16日まで、令和5年第1回取手市議会定例会が開かれました。この中で、教育委員会関係の議案の結果などもまとめまして、議会資料ということでPDFファイルでお配りしております。内容についてちょっと触れさせていただきますと、条例、予算については全て原案可決となっております。また伊藤教育長の選任同意の議案のほうも同意という形になっております。4月1日付で、伊藤教育長のほう再任の予定となっております。それから、議会のほうで、学校給食費の無償化を求める意見書ということで、国に対する意見書のほうが可決されております。また、井野公民館エレベーター設置に関する請願というものが市民の方から出されまして、こちらは趣旨採択という形になっております。それから、一般質問のほうは9人の議員さんから出されました。通告事項などもまとめて資料のほうに記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思ひます。

2点目になります。4月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。4月の予定行事報告表ということで御手元のほうにお配りされているかと思えます。新年度スタート、4月10日に小中学校の始業式のほうを予定されております。また、それに続いて11日に小中学校の入学式、12日には藤代幼稚園の入園式ということで予定をされております。また、教育委員会定例会のほう4月25日（火曜日）午前中を予定させていただいております。文書で通知を差し上げますので御確認をいただければと思います。私のほうからは以上になります。

○教育長（伊藤 哲）

飯山課長。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

申し訳ございません。冒頭、教育長報告で、新たなアフタヌーンコンサートプレミアムについて御報告いただいたんですが、概要のところ、実施日が3月5日となっております。正しくは3月11日（土曜日）の開催です。修正します。申し訳ございません。

○教育長（伊藤 哲）

教育委員のほうから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

来年度は4月11日が入学式ということで、これも大越課長の発案ですから。来年度は入学式とか期間が短いんですね。ゆったりと準備期間が取れるというのも、これも大越課長のおかげだと私は感謝しています。ありがとうございます。

以上で今定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

令和5年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

午前10時50分閉会